

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	食品・生活衛生課	整理番号	17-4
許認可等の種類	調理師免許証の再交付			
根拠法令条例等・条項	調理師法施行令第14条			
許認可等の概要	調理師免許証の再交付			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】</p> <p>・調理師法施行令 第十四条 調理師は、免許証を破り、よごし、又は失つたときは、免許証の再交付を申請することができる。</p> <p>2 前項の申請をするには、申請書を免許を与えた都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>3 免許証を破り、又はよごした調理師が第一項の申請をする場合には、申請書にその免許証を添えなければならない。</p> <p>4 調理師は、免許証の再交付を受けた後、失つた免許証を発見したときは、五日以内に、これを免許を与えた都道府県知事に返納しなければならない。</p>			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	10日			
期間の制定根拠	—			